

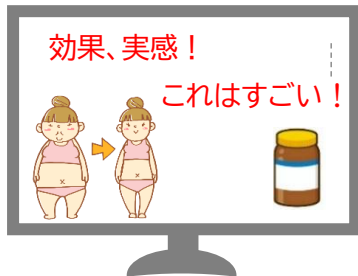
「目的」実現のために「考えた」ことを「文章化」する。			
教案番号	20	対象	小学校高学年
分野	法理	タイトル	CM小文字
時間	3人で40分前後 6人で50分前後		
指導のねらい	作文指導の趣旨は上記の通り（目的実現のために考えたことを文章化する）だが、身近に目にしている言葉が持つ意味やその背景について改めて考えさせたいと思い、CMの注釈（法律用語では「打消し表示」）を採り上げた。		
指導概要	ダイエツトサプリのTVCMを見ている母娘の会話から、小さい文字で書かれている「注釈」の意味について確かめ、誤解を与えないように規制するにはどうしたらよいかを考える。そして、規制のための文を作る。 「見直す・考える」→「対策」のために「考え」→「文章化」する。		

【1】授業の流れ

具体的活動内容	
1. 信用の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ①有名タレントがCMで言っている…は商品信用の根拠となるか考える。 ②テレビでコマーシャルしているのだから…商品信用の根拠となるか考える。
2. 個人の感想の意味	<ul style="list-style-type: none"> ①画面に小さく表示された「個人の感想です」の意味を考える。 ②個人とはいえテレビで言うくらいだからほとんどの人に効果があると言えるか考える。
3. 返品規定	<ul style="list-style-type: none"> ①初回半額の横の小さな表示「6か月以上継続購入が条件」の意味を考える。 ②返品期間「当社まで8日以内に到着」の意味を考える。 ③返品条件「箱を開封しないで返品」の意味を考える。 <p>3つの条件から返品しにくい申込方法になっていることに気づく。</p>
4. 「きまり」の考案	<ul style="list-style-type: none"> ①商品購入を決めるのに大切な情報が、不正確、例外規定がある、見にくい、気づきにくいという消費者に著しく不利なCMをなくすためにどうしたらよいか考える。 ②考えたこと（きまり）を指示に従って文で表す。
5. 補足	<p>指導の中で以下の点を補足しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①宣伝している会社が悪いとは言えず、誤解を与えかねない文言は、高額なCM料金の中でいかに効果的に宣伝効果を高めるか工夫した結果であること。その中に悪い会社もあるだけで、全ての宣伝が悪いとしないようにする。 ②未成年が親の同意なく申し込んだ場合は取り消せるが、先方の会社に迷惑をかけることになるので十分に注意すること。 ③クーリングオフ対象外の商品でもサービスで返品に応じてくれることが多いが、消費者側にも商品を汚したり傷つけたりしてから返すなどのマナーの悪い者がおり、困っている会社があること。

【2】次ページより教材例を提示（指導者用に続き、子ども用を掲載）

- 1 光さんはお母さんとテレビのCMを見ていました。



テレビで大かつやくの〇〇さんがおすすめする。
ダイエットサプリ「ヤセール」。
テレビCMでおなじみの商品が、今なら、なな何と！

母：このサプリ、いいわね。有名タレントが「これはすごい！」
って言っているから買おうかしら。

光：本当かしら。

母：本当よ。

有名タレントだから うそをつくわけが ないでしょう。

それにテレビで言っているのよ。

お母さんの主張しゅちょう、「有名タレントだから」「テレビで言っている」
は合理的りくつ（理屈に合った）な根拠こんきょ（考えの基もと）だと言えるでしょ
うか。

「これはすごい」と言っているだけで「これは必ず効果がある」とは言っていない。
「有名なタレント」だから何でも信用していいということにはならない。
「テレビや新聞で宣伝している」からと言って、そのまま信用していいということではない。
したがって、合理的な根拠とは考えられない。

* テレビや新聞は確かに信用ができる会社だが、その商品については正確なことは分からず、
責任がもてない。そのため、誤解を与えないような表示をすることを義務付けているが、本
事例のように文字が小さかったり、音声にしなかったり、数秒で消えてしまったりするなど、
表示の仕方に問題が残っている。しかし、高額な広告料金で限られた時間に全てを伝えるこ
とを要求する訳にかかわらず、小文字注釈が認められているのが現状である。

2 光さんは 画面に小さく「個人の感想です」と書いてあることに気がつきました。

光：なんで「個人の感想です」と書いてあるのかしら。

母：それはタレント個人の発言だからじゃないの。

光：じゃあ、ほかの人は「いい」と思っていないということ？

母：そうじゃないけど、一般の人もたくさん出てきて「いい」って言っているんだから、大部分の人がダイエット効果ありだと思っているのよ。

光：そうかなあ。

なぜ、「個人の感想です」とわざわざ書いてあるのでしょうか。

「大部分の人がダイエット効果ありだと思っている」と受け取ってよいのでしょうか。

あくまでも「個人の感想」でありこのサプリが必ず効くとは言っていない。

*「商品の効果・効用を証明するものではありません。」最近の小文字でそのように書いてある広告も多い。

CMに出てきた人が「いい」と言っているだけで、このサプリを飲んだ人全員が「よかった」とは言っていない。

*何人も商品を使った人が出てきて皆「いい」と言うと、誰にでも効果があるような錯覚になってしまう。できれば、何人中何人に効果があったのか表示すべき。しかも、中には「運動や食事制限など他の方法と組み合わせた人もいます」と小さく表示している広告もある。つまり、サプリだけの効果とは言い難い商品も少なくない。

3 別の日、また同じCMをしていたので、光さんは念のために写真にとっておきました。

母：早く申し込まなきゃ。「今だけ初回半額」だし、「お受け取り後、気に入らなければ返品可能」って言っているわ。

光：ちょっと待って。小さな文字で書いてあることを写真で確かめましょう。

「初回半額はその後も6か月以上の^{けいぞく}継続^{こうにゆう じょうけん}購入が条件です。」

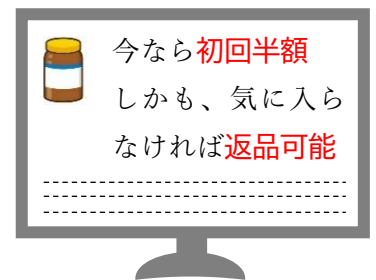
「返品は、未使用・未開封が条件です。」

「返品は本商品到着後8日以内とします。」

ということは、

- ① 1か月飲んで止めたいときはどうなるの？
- ② 箱を開けて説明書を読んでから返せるの？
- ③ 旅行中に届いて、おばあちゃんが代わりに受け取ってくれて、8日たった場合はどうなるの？

さあ、どうなのでしょう。



- ① 6か月継続しないから「半額」にならない。 *全額あらためて支払わないといけない。
- ② 箱を開けないことが条件だから返品できない。 *返品しても代金を全額払わないといけない。
*小さく、「当社のホームページで詳細を確認してからお申し込みください。」と書いてあり、箱の中の説明書を読まなくてもよいようにしてある広告も少なくない。
- ③ 誰が受け取ろうと、受け取ってから8日以内。本人が見てから・気づいてから8日以内ではないので、返品できない。

4 光：これではサプりにどれぐらいの効果があるか分かりにくいわ。
あんな小さな字で書いてあったら分からない。効果があることは大きな声で言って、くわしいことは小さな文字でたくさん書いて。しかも、2秒ぐらいしか画面に出ていなかった。何か目安のようなものを作らないといけないんじゃないかしら。

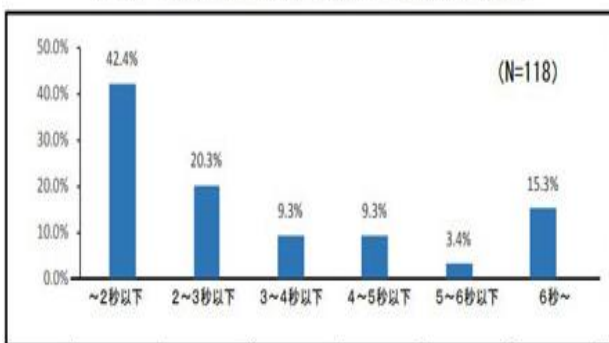
母：15秒ぐらいの短いCMですべてを伝えるのは無理ね。

伝えきれない内容をテレビ以外で伝える方法はないかしら。

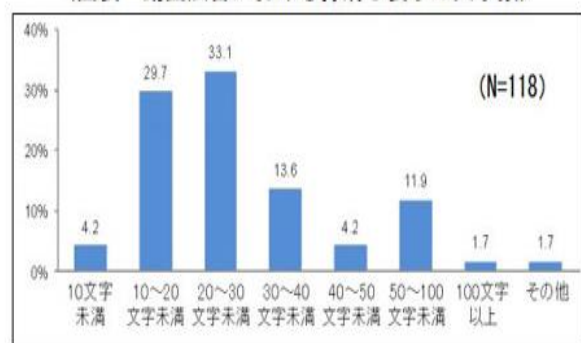
◆あなたならどのような「目安」を作りますか。ヒントにしたがって場面ごとに考え、「基準（目安）」を作ってみましょう。

(参考) 2017年の消費者庁の調査を基に「ねとらぼ社」がグラフ化したものを引用

(図表 動画広告における打消し表示の表示時間)



(図表 動画広告における打消し表示の文字数)



5 書くためのヒント ★児童用のプリントは大きい文字で記載

文は以下のような文で始め、そのあと①～④について書く。限られたCMの時間で全てを伝えることはできませんが、重要な内容で消費者が誤解しないよう、次のような目安(基準)が必要だと思います。

①文字の大きさや映し出す場所

その画面で使った一番大きい文字に比べてどれぐらいの大きさを目安とするかを書く。

①誤解を与えそうな内容を宣伝するときは、大きな文字で分かりやすく、できれば最大文字の10%の大きさを、その宣伝文句や商品の近くに書くようにする。

②画面に映し出している時間

どれぐらいの文字数ならどれぐらいの時間、映し出していなくてはいけないかの目安を書く。

②10文字までなら2秒、20文字までなら3秒、30文字までなら5秒は映し出す。それ以上の文字数の場合、③のような方法で詳しいことを伝えようとする。

*秒数を自分で試しながら考えるのが面白い。

③短いCMの時間内で伝えきれない場合

CMの時間が短くて②が無理なときはどうするかを書く。

会社のホームページを活用できないか。

到着した商品を開封する前にくわしく伝える方法はないか。

③詳しくは「商品名」で検索してホームページで確認できるようにする。箱を開けて説明書をよく読んでから返品できるようにする。(箱は開けても商品を開封するなど手を付けていなければ返品できるようにする。)

④その他、消費者が誤解しないためにできること

商品が到着してから返品するまでの期間をどうするか。

④商品にもよるが、よく検討できるように原則として8日を目安とする。

*いわゆるクーリングオフは、突然の訪問や電話勧誘等で消費者がじっくり検討できない場合を前提としており、テレビショッピングやネット通販には原則として適応されない。テレビでよく見かける返品期間は会社側の好意(サービス)で画面に提示されているにすぎない。

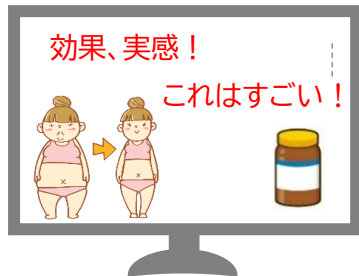
参考：消費者庁「契約について理解しよう」PDF

CMを見た後、あせって申し込ませるような言い方を制限できないか。

「このCM終了後1時間以内にお申し込みの方に限り」など慌てさせる言葉は使はない。

*この制限は無理だと思われるが、一応子どもの意見として受け入れる。この場合「よく検討してからお申込みください」などの注意喚起を促す文言を入れる(発声する)ことが限度かと思われる。

- 1 光さんはお母さんとテレビのコマーシャルを見ていました。



テレビで大かつやくの〇〇さんがおすすめする。
ダイエットサプリ「ヤセル」。
テレビCMでおなじみの商品が、今なら、なな何と！

母：このサプリ、いいわね。有名タレントが「これはすごい！」
って言っているから買おうかしら。

光：本当かしら。

母：本当よ。

有名タレントだから うそをつくわけが ないでしょう。

それにテレビで言っているのよ。

お母さんの主張^{しゅちょう}、「有名タレントだから」「テレビで言っている」
は合理的^{りくつ}（理屈に合った）な根拠^{こんきょ}（考えの基^{もと}）だと言えるでしょ
うか。

2 光さんは 画面に小さく「個人の感想です」と書いてあることに気がつきました。

光：なんで「個人の感想です」と書いてあるのかしら。

母：それはタレント個人の発言だからじゃないの。

光：じゃあ、ほかの人は「いい」と思っていないということ？

母：そうじゃないけど、一般の人もたくさん出てきて「いい」
って言っているんだから、大部分の人がダイエット効果
ありだと思っているのよ。

光：そうかなあ。

なぜ、「個人の感想です」とわざわざ書いてあるのでしょうか。

「大部分の人がダイエット効果ありだと思っている」と受け取って
よいのでしょうか。

3 別の日、また同じCMをしていたので、光さんは念のために写真にとっておきました。

母：早く申し込まなきゃ。「今だけ初回半額」だし、「お受け取り後、気に入らなければ返品可能」って言っているわ。

光：ちょっと待って。小さな文字で書いてあることを写真で確かめましょう。

「初回半額はその後けいぞくも6か月以上の継続購入が条件です。」

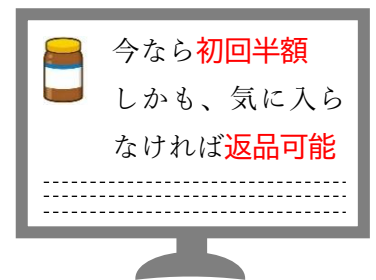
「返品は、未使用・未開封が条件です。」

「返品は本商品到着後8日以内とします。」

ということは、

- ① 1か月飲んで止めたいときはどうなるの？
- ② 箱を開けて説明書を読んでから返せるの？
- ③ 旅行中に届いて、おばあちゃんが代わりに受け取ってくれて、8日たった場合はどうなるの？

さあ、どうなのでしょう。



4 光：これではサプりにどれぐらいの効果があるか分かりにくいわ。
あんな小さな字で書いてあったら分からない。効果があることは大きな声で言って、くわしいことは小さな文字でたくさん書いて。しかも、2秒ぐらいしか画面に出ていなかった。何か目安のようなものを作らないといけないんじゃないかしら。

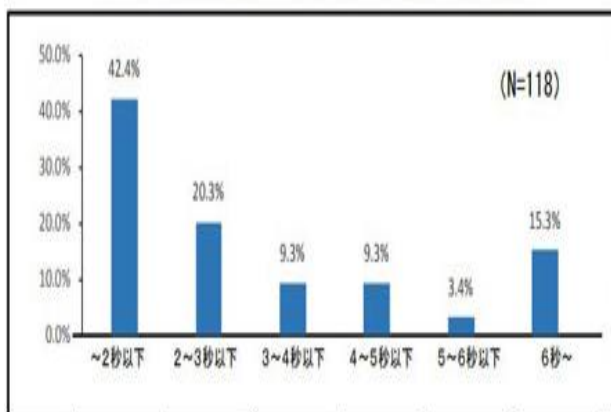
母：15秒ぐらいの短いCMですべてを伝えるのは無理ね。

伝えきれない内容をテレビ以外で伝える方法はないかしら。

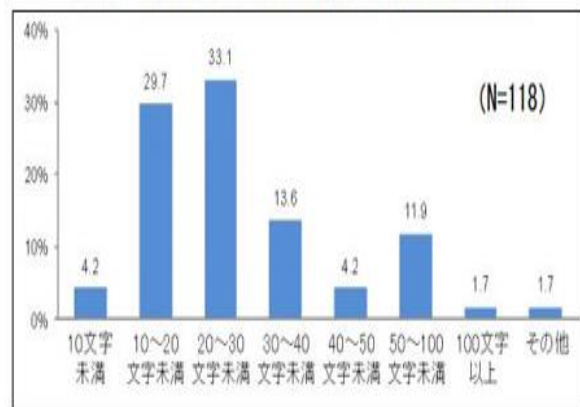
◆あなたならどのような「目安」を作りますか。ヒントにしたがって場面ごとに考え、「基準（目安）」を作ってみましょう。

(参考) 2017年の消費者庁の調査を基に「ねとらぼ社」がグラフ化したものを引用

(図表 動画広告における打消し表示の表示時間)



(図表 動画広告における打消し表示の文字数)



5 書くためのヒント

文は以下のような文で始め、そのあと①～④について書く。

限られたCMの時間で全てを伝えることはできませんが、重要な内容で消費者が誤解しないよう、次のような目安(基準)が必要だと思います。

①文字の大きさや映し出す場所

その画面で使った一番大きい文字に比べてどれぐらいの大きさを目安とするかを書く。

②画面に映し出している時間

どれぐらいの文字数ならどれぐらいの時間、映し出していなくてはいけないかの目安を書く。

③短いCMの時間内で伝えきれない場合

CMの時間が短くて②が無理なときはどうするかを書く。

- ・会社のホームページを活用できないか。
- ・到着した商品を開封する前にくわしく伝える方法はないか。

④その他、消費者が誤解しないためにできること

商品が到着してから返品するまでの期間をどうするか。

CMを見た後、あせって申し込ませるような言い方を制限できないか。